議　会　資　料	議案第６２号
介護・総合相談支援課	

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

１．条例を改正する理由

令和 6 年 3 月 29 日に、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号。以下「一部改正省令」という。）が公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

２．改正する条例の要点

これまで、65 歳以上の第 1 号被保険者おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の３職種または準ずる者を、専従・常勤の職員として、それぞれ１人以上配置することとしていたところですが、これを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には常勤換算法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

また、複数の地域包括支援センターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を、個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります。なお、個々のセンターには３職種のうちいずれか２以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

なお、今回の改正において、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が、第 2 条第 2 項から同条第 1 項となったことから、当該定義規定を引用する志摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成 26 年志摩市条例第 34 号)について、附則において引用箇所の改正を行います。

３．改正による効果等

本改正により、一部改正省令との整合が図られ、地域の状況に合わせた人材確保が可能となります。

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

【改正前】

項　目	内　容
職員の配置基準	第 1 号被保険者おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者を、専従・常勤の職員としてそれぞれ1人配置すること。

【改正後】

改正前の配置基準を引き続き原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合、次の通り緩和されます。

項　目	内　容
職員配置の柔軟化	常勤専従要件の緩和
柔軟化の背景	人材確保の困難さ 地域の実情に応じた多様な人材活用
対象となる職種	①　保健師その他これに準ずる者 ②　社会福祉士その他これに準ずる者 ③　主任介護支援専門員その他これに準ずる者
柔軟化の内容	非常勤職員の活用 複数の地域包括支援センターでの兼務

【概要】

改正前の配置基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

また、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第 1 号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することもって配置基準を満たすことができるようになります。この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々のセンターには、①～③の職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされます。

（複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには必ずしも上記の①～③の職種の全てを配置しなくてもよくなります。）

※常勤換算方法

当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法

志摩市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例(平成26年志摩市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(職員に係る基準及び当該職員の員数)	(職員に係る基準及び当該職員の員数)
第2条　地域包括支援センターには､次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又	(3)　主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう

は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者　1人	。)その他これに準ずる者　1人
	2　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
2　前項の規定にかかわらず、同項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障がある、又は地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表	3　第1項の規定にかかわらず、同項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障がある、又は地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会

者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(その他の事項に係る基準)

第3条　地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職

において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(その他の事項に係る基準)

第3条　地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職

員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。 (1)　地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業(法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。)を実施することにより、被保険者　　　　　　の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者　　　　　　が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 (2)　（略）	員の員数以外の事項は、次に定めるところによる。 (1)　地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業(法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。)を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 (2)　（略）